

# 第8章

## 計画の推進に向けて



## 1. 市民、事業者等、市の協働・協力による計画の推進

緑豊かでうるおいのある市街地や自然とのふれあいの場は、主に公園や街路樹など誰もが利用できる公共の空間において確保されるものであり、市による取り組みが重要ですが、緑と水の将来像「緑と水とともにいきるまち こくぶんじ ～国分寺の自然を身近に感じる緑・水を守り、育てる～」の実現には、市による取り組みはもちろんのこと、市民や事業者等が緑の保全及び緑化活動に主体的に関わっていくことが重要となります。

このことから、市民、事業者等、市が各々の役割を認識した上で、協働<sup>\*</sup>・協力により緑化及び緑の保全に取り組み、計画を推進します。

### (1) 市民、事業者等、市の役割

計画の推進に向けて、市民、事業者等、市に求められる役割は、以下のとおりです。

#### ①市民の役割

市民は、各自が緑に対する理解を深め、緑の保全及び緑化活動を主体的に行っていくことが求められています。

##### <計画の推進に向けた市民の主な役割>

- 庭やベランダ、屋上、駐車場など、敷地内の緑化に取り組む。特に生垣化やプランターの設置など、接道部の緑化に取り組む。
- 地域の緑の保全及び緑化活動、清掃活動などに参加する。
- 緑に関わるイベントや講習会への参加をとおして、緑に対する意識を高める。
- 農地や樹木などを所有する市民は、その適切な維持・管理に努める。また、その他の市民は、ボランティアなどとして維持・管理活動を支援する。
- 緑の基本計画の実現に向けた市の取り組みに参画する。

#### ②事業者等の役割

事業者等は、敷地内の緑が市のまちづくりに大きく影響していることを認識し、敷地内の緑の保全及び緑化に努めるとともに、地域社会の一員として緑の保全及び緑化活動に参加・協力していくことが求められています。

##### <計画の推進に向けた事業者等の主な役割>

- 施設の屋上や壁面の緑化、生垣の設置、駐車場などの緑化に取り組む。
- 敷地内の緑地空間を地域に公開する。
- 店先でのプランター設置など、まち中の緑化に取り組む。
- 地域の緑の保全及び緑化活動、清掃活動などに協力する。
- 緑の基本計画の実現に向けた市の取り組みに参画する。

<sup>\*</sup>印は用語集を参照してください。



### ③市の役割

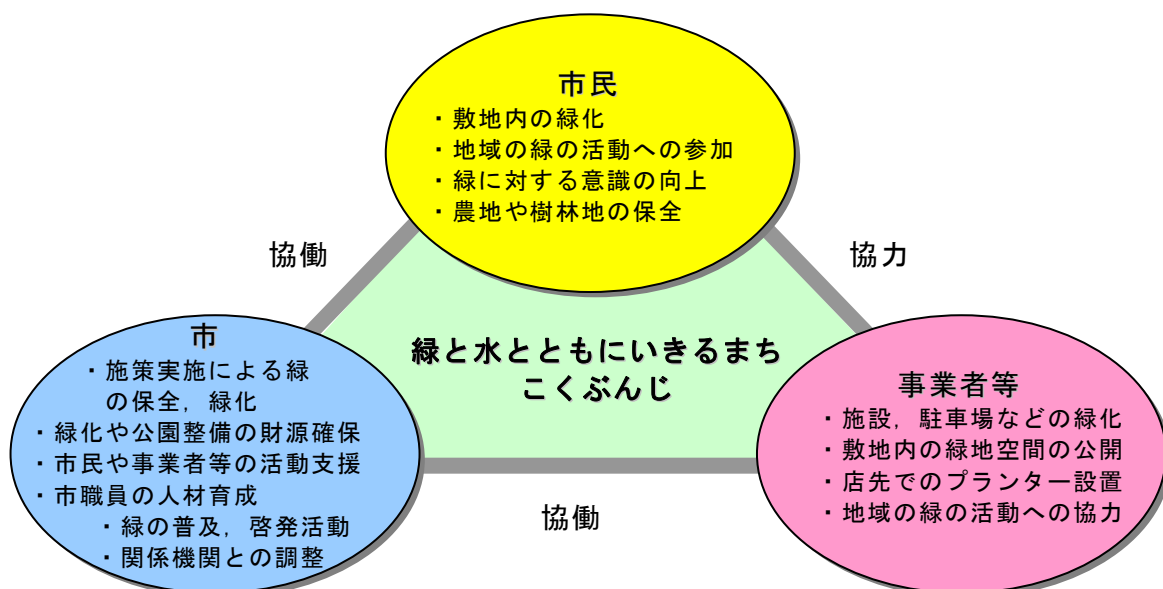
市は、緑の基本計画に基づき、総合的な観点から緑の保全及び緑化の推進に向けた施策に取り組むことが求められています。

また、市民や事業者等の緑に関わる活動を支援していくとともに、緑づくりへの市民参加の機会の提供や意識啓発を推進することが求められています。

#### ＜計画の推進に向けた市の主な役割＞

- 緑の基本計画に基づき、施策を計画的に実施する。
- 公園や道路などの公共施設の緑化を推進する。
- 公園・緑地を整備・維持・管理する。
- 緑化や公園整備などに関わる財源を確保する。
- 緑と水のまちづくりに向けて関係機関と調整を図る。
- 市民や事業者等が行う緑の保全及び緑化活動などを支援する。
- 緑の保全及び緑化活動を行うための市職員の人材育成を図る。
- 市民が緑にふれあえる場を提供する。
- 緑に関わるイベントや講習会を開催する。
- 広報やホームページなどにより緑に関わる活動を知らせる。

図 8-1 市民, 事業者等, 市の役割イメージ



## (2) 人材の育成

現在、自然環境への意識の高まりや地域の活動への参加意欲の高まり、ボランティア活動の活発化などを背景に、緑の保全及び緑化活動に主体的に取り組む市民や事業者等が増えています。

市として、このような市民や事業者等による活動を支援していくとともに、緑に関わる講習会の開催や情報提供、環境学習の実施、緑の保全及び緑化活動を行う組織の設立支援など、緑と水のまちづくりに向けた人材を育成します。

## (3) 協働\*を実現するための体制づくり

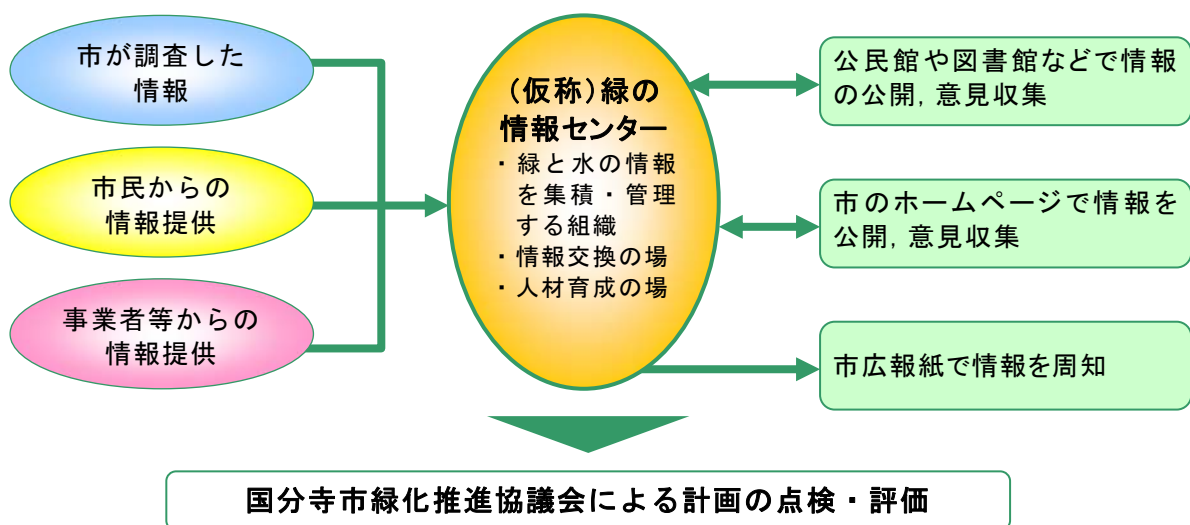
市民主体の緑のまちづくり、市民、事業者等と市の協働による緑のまちづくりの推進に向けて、その活動拠点となる「(仮称)緑の情報センター」を設置するとともに、市民、事業者等と市が協働で運営する仕組みを構築します。なお、設置にあたっては、緑に関連する既存組織と連携します。

「(仮称)緑の情報センター」は、市内の緑と水に関わる情報を集積・管理する組織とするほか、緑に関わる情報交換の場、人材育成の場として活用します。

「(仮称)緑の情報センター」で集積・管理する情報は、公民館や図書館など市民が多く集まる場所で閲覧できるようにするほか、市のホームページや市広報紙などをおして、市民や事業者等に定期的に情報提供するとともに、意見収集をします。

また、市民や事業者等の代表により組織される「国分寺市緑化推進協議会」については、計画の点検・評価の役割を明確にするなど、市民や事業者等と市が連携し、協働で緑と水のまちづくりを推進する組織として充実を図ります。

図 8-2 協働を実現するための体制イメージ



\*印は用語集を参照してください。



## 2. 効率的・効果的な計画の推進に向けた取り組み

### (1) 条例による計画の推進

「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例<sup>※</sup>」や「(仮称)国分寺市湧水・地下水保全条例」, 「国分寺市まちづくり条例<sup>※</sup>」などの条例に基づき, 緑や水に関連する施策を実施することで, 計画の実行力を高めます。

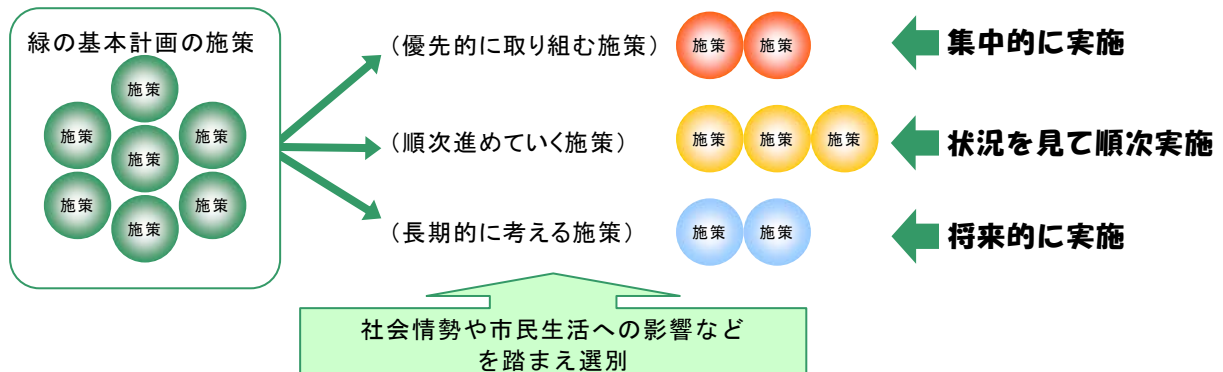
また, これらの関係条例については, 計画の推進に向けて, 適宜見直しをすることで, 計画の実現性を高めます。

### (2) 選択と集中による事業の推進

緑の基本計画の実現に向けて, 様々な施策に取り組んでいく必要がありますが, 限られた財源の中では, 特に重要な施策に集中して進めていくことが求められます。

このため, 社会情勢や市民生活への影響などを踏まえ, 優先的に取り組むべき施策, 順次進めていく施策などを選別し, 選択と集中により計画的に事業を推進します。

図 8-3 選択と集中による事業の推進イメージ



### (3) 緑に関わる資金の確保

計画の実現に向けて, 市の自主財源の確保はもとより, 東京都や国の補助事業の活用などにより, 財源の確保を図ります。

また, 緑は, 市民共通の財産であることから, 「国分寺市緑と水と公園整備基金<sup>※</sup>」の拡充や, 農地の公有地化のための「(仮称)ふれあい農業基金」の創設により, 市民や事業者等の寄附による財源の充実を図ります。

農家が所有する土地には, 農地のほかに屋敷林<sup>※</sup>や雑木林<sup>※</sup>など, 多くの緑が含まれていますが, 相続税の支払いのためにやむをえず宅地に転換される土地も多くなっています。このことから, 農家の相続税の軽減に向けて, 引き続き相続税の「納税猶予制度」の拡充を国などの関係機関に要望します。

※印は用語集を参照してください。



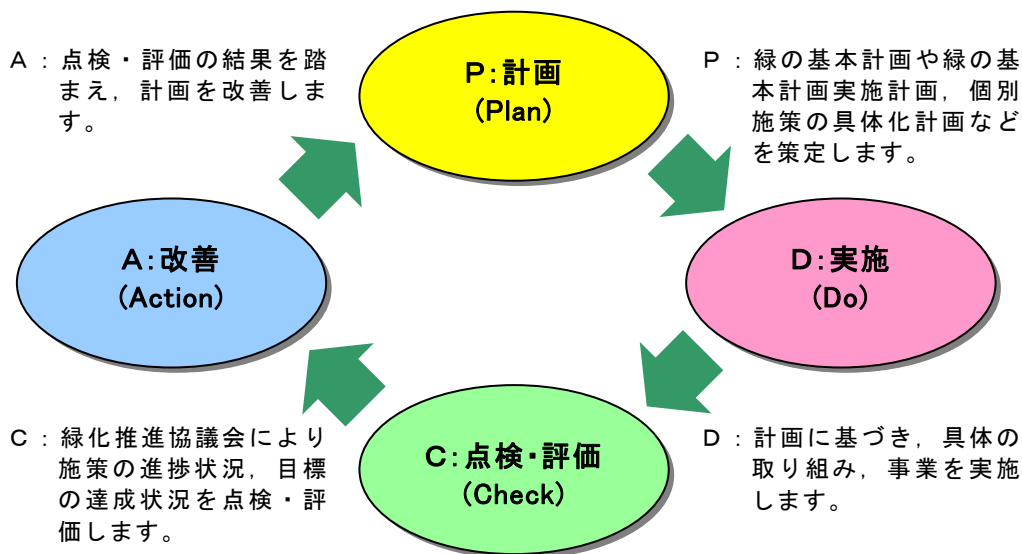
### 3. 計画の進行管理

#### (1) 計画の進行管理

緑と水の将来像「緑と水とともにいきるまち こくぶんじ ～国分寺の自然を身近に感じる緑・水を守り、育てる～」の実現に向けて、今後、本計画に即して個別施策を実施しますが、より良い都市としていくためには、確保目標の達成状況や個別施策の進捗状況について、緑化推進協議会が定期的に点検・評価し、適宜計画を改善していくことが重要です。

このため、本計画に位置づけられた個別施策の実施時期や目標を示した「国分寺市緑の基本計画実施計画」を策定し、計画（Plan）－実施（Do）－点検・評価（Check）－改善（Action）を行なう「PDCAサイクル」により計画の進行管理を行います。

図 8-4 PDCAサイクルのイメージ



#### (2) 計画の見直し

「PDCAサイクル」に基づく評価により見直しが必要と判断される場合や、社会経済情勢の変化、市内の緑と水の状況の大きな変化、上位計画の見直しなどが行われた場合には、見直しを検討します。

計画の見直しの際には、市民や事業者等の意向を把握し、また、市民や事業者等とともに見直し案を考えていくことで、より良い計画にします。